

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例
第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「占める職員」
の次に「及び同法第22条の2第1項の会計年度任用職員」を、「給料及び」の次に
「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 管理職手当、扶養手当、地域手当、
住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務
手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、
特定任期付職員業績手当及び退職手当
- (2) フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げ
る職員をいう。以下同じ。) 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務
手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
- (3) パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲
げる職員をいう。以下同じ。) 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤
務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

第 2 条第 3 項を削る。

第 1 6 条の 2 を削り、第 1 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第 1 7 条の 3 第 4 条、第 5 条、第 5 条の 3、第 6 条の 2、第 1 1 条の 2、第 1 3 条及び第 1 3 条の 2 の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「及び第 1 3 条の 2」とあるのは、「、第 1 3 条の 2 及び第 1 4 条」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平成 2 9 年法律第 2 9 号) の施行による地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) の一部改正に伴い、上下水道事業の会計年度任用職員の給与の種類を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。